

# 令和3年度 地域共生社会の実現に向けた 包括的な相談支援体制構築のための研修会

**日時**／令和4年1月19日（水）13:30～16:30

**会場**／鯉城ホール（オンライン）

**主催**／名古屋市・社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

# 目次

❖ プログラム	2
❖ 基調講演資料	3
❖ 事業説明資料	18
❖ 調査報告資料	20
❖ パネルディスカッション資料	28
・「包括的相談支援、多機関協働 ～複合的課題支援協議会の報告」	28
・「包括的相談支援、多機関協働～住環境整備を 切り口とした相談支援「スマイルサポート事業」	33
・「アウトリーチ・参加支援、地域づくり支援 ～きづき・つなぐプロジェクトの状況」	39

## プログラム

時間	内 容
13:30	◆開会
13:35 }	◆基調講演(60分) 「地域共生社会の実現にむけた包括的支援体制の構築」
14:35	講師:日本福祉大学 社会福祉学部教授 原田 正樹 氏
14:35 }	◆事業説明(10分) 「名古屋市における重層的支援体制整備事業について」
14:45	説明:名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課主査 森 銀次郎 氏
14:45 }	◆調査報告(10分) 「包括的な相談支援体制構築のための調査結果について」
14:55	報告:社会福祉法人名古屋市南区社会福祉協議会次長 馬場 貫太郎 氏
	◆休憩(10分)
15:05 }	◆パネルディスカッション(85分) ＜コーディネーター＞ 日本福祉大学 社会福祉学部教授 原田 正樹 氏
16:30	＜パネリスト＞ 「包括的相談支援、多機関協働～複合的課題支援協議会の報告」 西区保健福祉センター福祉部福祉課 地域包括ケア推進担当主査 加納 洋平 氏 社会福祉法人名古屋市西区社会福祉協議会次長 伊藤 哲朗 氏
	「包括的相談支援、多機関協働 ～住環境整備を切り口とした相談支援「スマイルサポート事業」 中村区障害者基幹相談支援センター センター長 関戸 久美子 氏 社会福祉法人名古屋市中村区社会福祉協議会次長 村田 敏明 氏
	「アウトリーチ・参加支援、地域づくり支援～きつき・つなぐプロジェクトの状況」 第一生命保険株式会社名古屋東支社楠営業オフィス オフィス長 松良 努 氏 社会福祉法人名古屋市北区社会福祉協議会次長 伊藤 二三男 氏
16:30	閉会

## 基調講演

# 「地域共生社会の実現にむけた 包括的支援体制の構築」

日本福祉大学 社会福祉学部教授 原田 正樹 氏

### <講師プロフィール>

氏名	原田 正樹 (はらだ まさき) 博士 (社会福祉学)、社会福祉士
所属	日本福祉大学 社会福祉学部 教授
経歴	長野県出身 明治学院大学卒業後、重度身体障害者療護施設、特別養護老人ホームで勤務の後、日本社会事業大学大学院修了。横浜国際福祉専門学校、日本社会事業大学、東京国際大学を経て、現在、日本福祉大学社会福祉学部教授 (前副学長、前常務理事)。
活動	日本学術会議連携会員、日本福祉教育・ボランティア学習学会会長、日本地域福祉学会会長、日本地域福祉研究所理事、全国社会福祉協議会・ボランティア市民活動振興センター運営委員、『月刊福祉』編集委員、「広かれボランティアの輪」全国連絡会副会長、全国生活困窮者支援ネットワーク理事、中央共同募金会企画・推進委員会副委員長、日本ソーシャルワーク教育学校連盟理事のほか、内閣府、厚労省、法務省、文科省などの委員等を務める。(厚労省・地域共生社会地域力強化検討会座長、地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会構成員、社会福祉法人の事業展開等に関する検討会構成員、成年後見制度利用促進専門家会議委員、内閣府「孤独・孤立対策有識者会議委員、法務省「社会貢献活動の在り方を考える検討会」委員、文科省教科用図書検定調査審議会臨時委員など) 愛知県社会福祉審議会委員、愛知県高齢者保健福祉計画策定委員会委員長、愛知県社協地域福祉推進部会会長、愛知県福祉人材センター運営委員等をつとめる。 アドバイザーとして長野県茅野市、富山県氷見市、三重県伊賀市、名古屋市昭和区、愛知県知多半島の地域福祉実践・計画等にかかわる。
専攻	福祉教育論、地域福祉論
主な著書(共編著)	『伴走型支援－新しい支援と社会のカタチー』有斐閣 『地域福祉ガバナンス』全社協 『ボランティア・市民活動実践論』ミネルヴァ書房 『地域福祉の学びをデザインする』有斐閣 『地域福祉の基盤づくり』中央法規 『社会福祉研究のフロンティア』有斐閣 『コミュニティソーシャルワークと社会資源開発』CLC 出版 『地域福祉援助をつかむ』有斐閣 『ケアとコミュニティ』ミネルヴァ書房 『社協の底力 (伊賀市)』中央法規 『福祉21 ビーナズプランの挑戦 (茅野市)』中央法規 『地域福祉から未来へ1, 2－社協職員が向きあった3.11－』CLC 出版 『地域福祉の展開』放送大学教育振興会 『共に生きること 共に学びあうこと』大学図書出版 『コミュニティとソーシャルワーク』有斐閣 『協働と参加の地域福祉計画』ミネルヴァ書房 『福祉教育論』北大路書房

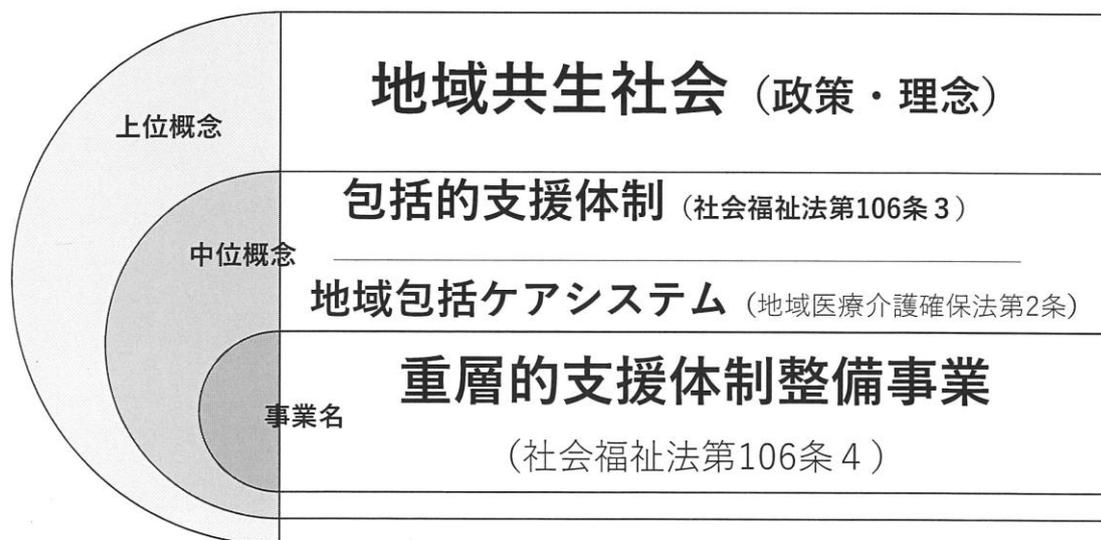
他多数

# 地域共生社会の実現にむけた包 括的支援体制の構築

日本福祉大学  
原田正樹

※図表の出典は厚労省です。二次利用をしないでください。

## 諸概念の整理



【HARADA】

## 地域共生社会の理念

- 全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。

「ニッポン一億総活躍プラン」

⇒ **権利としての地域共生社会へ  
関係性を大切にしたい、誰ひとり取り残さない社会**

3

## ケアリングコミュニティ

「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

### **関係性を大切にしたい自立観**

依存

dependence

自立

independence

**相互実現的自立**

interdependence

(共依存

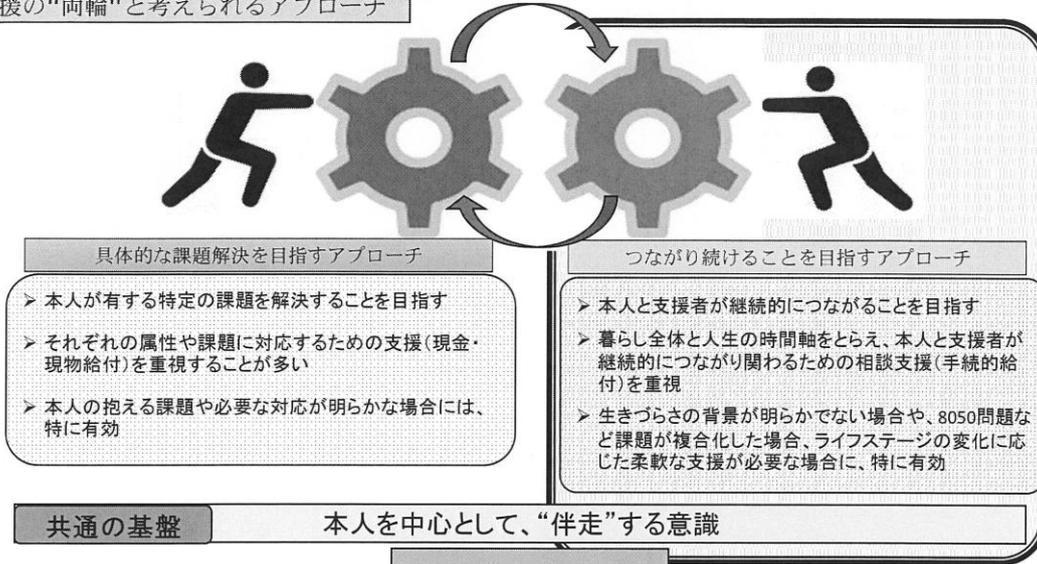
codependence)

熊谷晋一郎氏（東京大学先端科学技術研究センター）

「自立とは依存先を増やすこと」

# 対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ

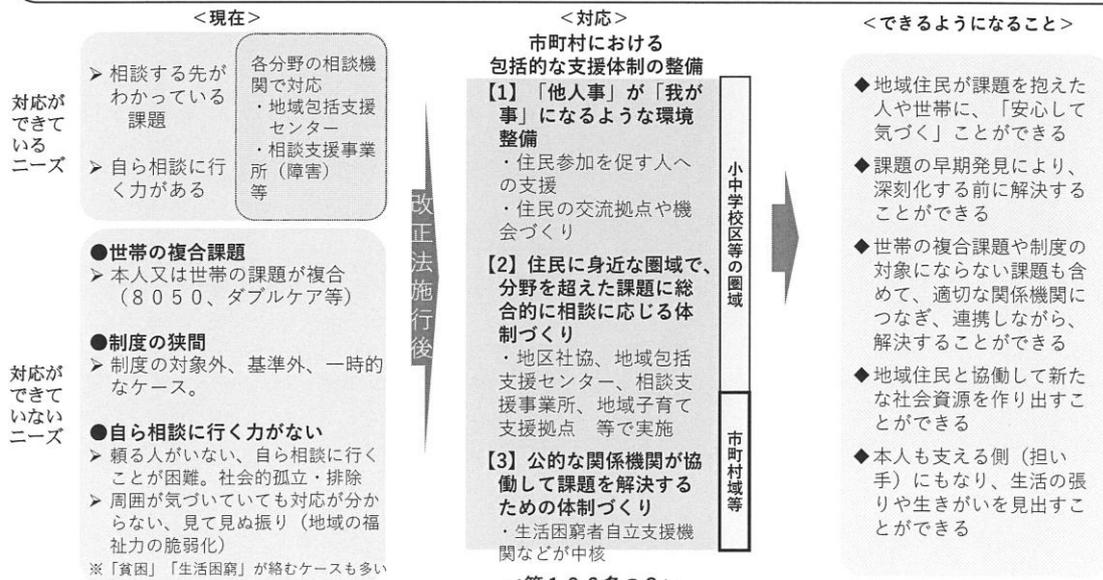


個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせることが必要。

【厚労省】

## 地域共生社会と包括的支援体制が必要な背景

- ◆ 高齢、障害、児童等の各分野ごとの相談体制では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立(時には排除)しているケースなどを確実に支援につなげる。かつ、生活支援や就労支援等を一体的に行うことで、支援を必要としていた人自身が地域を支える側にもなりうるような仕組みづくりを行う。
- ◆ 既存の相談支援機関を活用し、これらの機関が連携する体制づくりを行う。



## 対応ができていないニーズ

### ●世帯の複合課題

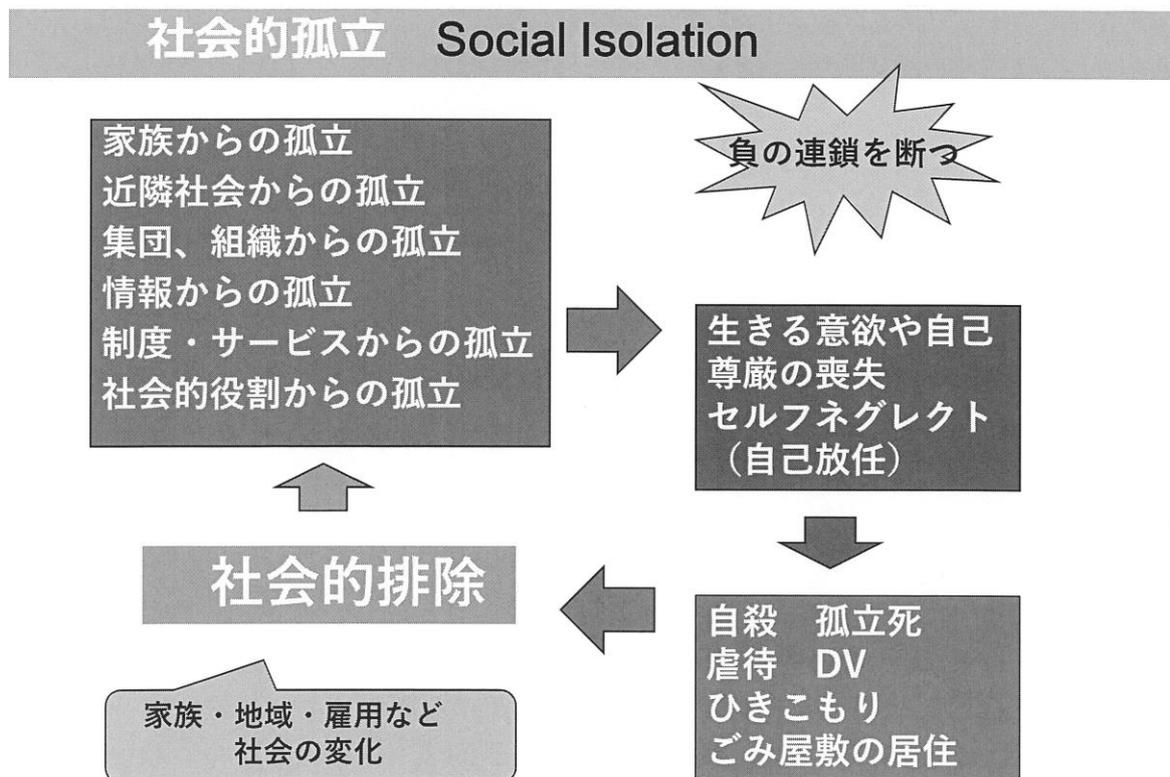
- ▶本人又は世帯の課題が複合（8050、ダブルケア等）  
こどもの貧困 ヤングケアラー 世帯の問題として捉える

### ●制度の狭間

- ▶制度の対象外、基準外、一時的なケース。  
ごみ屋敷に居住する人、長期のひきこもり、軽度の発達障害の疑い、など。  
社会福祉法制度には、サービスを利用する基準が細かく定められている。  
年齢、手帳の有無や等級、世帯構成や収入などによって基準がある。  
収入、資産があっても孤立している人たち。

### ●自ら相談に行く力がない／地域の側の接し方

- ▶本人に困り感がない、助けてといえない、伝え方がわからない。
- ▶あきらめている、支援に関する同意を拒否。**セルフネグレクト**（自己放任）
- ▶周囲に頼る人がいない。情報が無い。周囲から排除されている。
- ▶周囲が気づいていても対応が分からない、見て見ぬ振りをしてしまう。  
（地域の福祉力の脆弱化）



## 孤独・孤立対策の重点計画 概要①

令和3年12月28日  
孤独・孤立対策推進会議決定

### 1. 孤独・孤立対策の現状

- ＜新型コロナ感染拡大前＞  
職場・家庭・地域で人々が関わり合い支え合う機会の減少 → 「生きづらさ」や孤独・孤立を感じざるを得ない状況を生む社会へ変化
- ＜新型コロナ感染拡大後＞  
交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等 → 社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化

### 2. 孤独・孤立対策の基本理念

#### (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応

- ▷ 孤独・孤立は、
  - ・ 人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るもの
  - ・ 当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったもの。社会全体で対応しなければならない問題。
  - ・ 心身の健康面への深刻な影響や経済的な困窮等の影響も懸念
- ▷ 「孤独」は主観的概念、ひとりぼっちと感じる精神的な状態  
「孤立」は客観的概念、社会とのつながりのない/少ない状態  
当事者や家族等の状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって多様
- 一律の定義で所与の枠内で取り組むのではなく、孤独・孤立双方を一体で捉え、多様なアプローチや手法により対応。「望まない孤独」と「孤立」を対象として取り組む。
- 孤独・孤立の問題やさらなる問題に至らないようにする「予防」の観点が必要。  
「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「誰もが自己存在感・自己有用感を実感できるような社会」「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指して取り組む。「予防」の観点からの施策の在り方を検討。

#### (2) 当事者や家族等の立場に立った施策の推進

- ▷ 孤独・孤立の問題は、人生のどの場面で発生したかや当事者の属性・生活環境によって多様
- ▷ 当事者のニーズ等多様。配慮すべき事情を抱える方、家族等が困難を抱える場合も存在
- まずは当事者の目線や立場に立って、当事者の属性・生活環境、多様なニーズや配慮すべき事情等を理解した上で施策を推進
- その時々々の当事者の目線や立場に立って、切れ目なく息の長い、きめ細かな施策を推進
- 孤独・孤立の問題を抱える当事者の家族等も含めて支援する観点から施策を推進

#### (3) 人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

- 当事者や家族等が相談できる誰か等と対等につながり、「つながり」を実感できることが重要。このことが孤独・孤立の問題の解消にとどまらずウェルビーイングの向上にも資するとの考え方で施策を推進。
- 地域によって社会資源の違いがある中で、当事者や家族等を支援するため、行政・民間の各種施策・取組について有機的に連携・充実
- 関係行政機関（特に基礎自治体）において、既存の取組も活かして孤独・孤立対策の推進体制を整備。社会福祉協議会や住民組織との協力、NPO等との密接な連携により、安定的・継続的に施策を展開

## 孤独・孤立対策の重点計画 概要②

令和3年12月28日  
孤独・孤立対策推進会議決定

### 3. 孤独・孤立対策の基本方針 ※基本方針の柱ごとに具体的施策(現状、課題、目標、対策)を掲載

#### (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

- ① 孤独・孤立の実態把握
  - ・ 孤独・孤立の実態把握、データや学術研究の蓄積、「予防」の観点から施策の在り方を検討
- ② 支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信
  - ・ 継続的・一元的な情報発信、各種支援施策につなぐワンストップの相談窓口、プッシュ型の情報発信等
- ③ 声を上げやすい環境整備
  - ・ 「支援を求める声を上げることは良いこと」等の理解・機運を醸成し、当事者や周りの方が声を上げやすくなり支援制度を知ることができるよう、情報発信・広報及び普及啓発、教育等

#### (2) 状況に合わせた切れ目ない相談支援につなげる

- ① 相談支援体制の整備(電話・SNS相談の24時間対応の推進等)
  - ・ 包括的な相談支援(各種相談支援制度等の連携)、多面的な相談支援(24時間対応の相談等)、発展的な相談支援(多様な人が関わり専門職も強みを発揮)を推進
- ② 人材育成等の支援
  - ・ 相談支援に当たる人材の確保・育成・資質向上、相談支援に当たる人材への支援

#### (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

- ① 居場所の確保
  - ・ 多様な各種の「居場所」づくり、「つながり」の場づくりを施策として評価し効果的に運用
- ② アウトリーチ型支援体制の構築
  - ・ 当事者や家族等の意向・事情に配慮したアウトリーチ型の支援を推進
- ③ 保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等
  - ・ いわゆる「社会的処方」の活用、公的施設等を活用する取組や情報発信
- ④ 地域における包括的支援体制の推進
  - ・ 地域の関係者が連携・協力し、分野横断的に当事者を中心に置いた包括的支援体制
  - ・ 小学校区等の地域の実情に応じた単位で人と人との「つながり」を実感できる地域づくり

#### (4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

- ① 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援
- ② NPO等との対話の推進
- ③ 連携の基盤となるプラットフォームの形成支援
- ④ 行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

### 4. 孤独・孤立対策の施策の推進

- 本計画は、今後重点的に取り組む孤独・孤立対策の具体的施策をとりまとめたもの。関係府省は、本計画の各施策それぞれの目標達成に向けて着実に取組を進める。
- 関係府省及びNPO等が連携して幅広い具体的な取組を総合的に実施。関係府省において事業の使いやすさの改善に努め、事業展開にさらなる検討を加えていく。  
特に、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動への支援については、当面、令和3年3月の緊急支援策で実施した規模・内容について、強化・拡充等を検討しつつ、各年度継続的に支援。
- 毎年度、本計画の各施策の実施状況を評価・検証。毎年度を基本としつつ必要に応じて計画全般の見直しを検討。これらの際には「孤独・孤立対策推進会議」「有識者会議」で審議等。

社会福祉法第4条3

地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「**地域生活課題**」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「**支援関係機関**」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

## 「地域生活課題」把握、連携、解決

福祉サービスを必要とする地域住民と世帯が抱える

- ① 福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育に関する課題。
- ② 地域社会からの孤立に関する課題。
- ③ あらゆる分野に参加する機会の確保の課題。

以上の「地域生活課題」について、  
把握して、関係機関と連携して、解決を図る。

（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを営む事業
- 三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業

## 社会福祉法第106条の2

- 一 地域子育て支援拠点事業
- 二 母子健康包括支援センター事業
- 三 介護予防・日常生活支援総合事業  
地域支援事業
- 四 障害者地域生活支援事業
- 五 地域子ども・子育て支援事業

あらゆる分野の相談支援に関する事業者が「地域生活課題」を把握し、関係機関につなげていく。

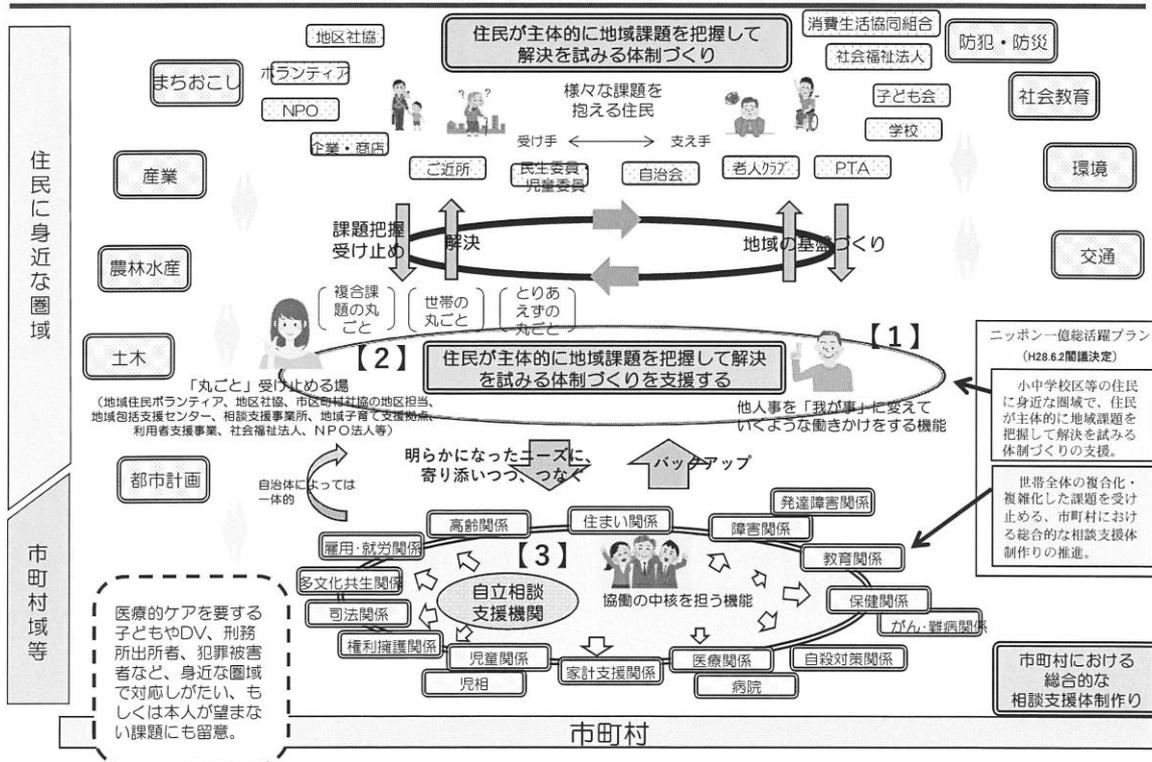
# 社会福祉法改正（第106条の3） 2017年改正

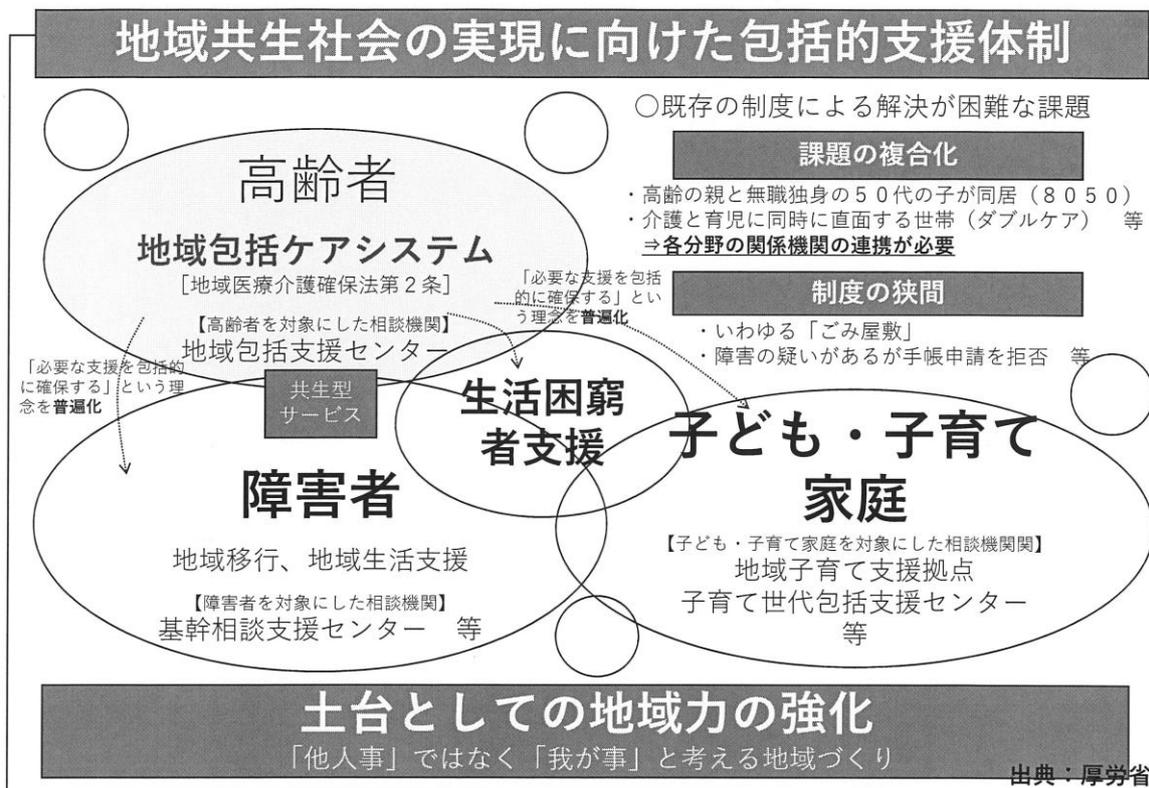
## （包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
  - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
  - 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ





## 地域共生社会と地域包括ケア

厚労省（2017年4月5日衆議院厚生労働委員会）

「地域共生社会は地域包括ケアの上位概念である」

「高齢期の支援を地域で包括的に確保する『地域包括ケアシステム』の構築が進められてきたが、この『必要な支援を包括的に提供する』という考え方を、障害のある人、子ども等への支援にも**普遍化**すること、高齢の親と無職独身の50代の子が同居している世帯（いわゆる『8050』）、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる『ダブルケア』）など、課題が複合化していて、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講じることが難しいケースにも対応できる体制をつくることは、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築につながっていくものである」

- 生活の包括（全体性）
- 人生の包括（継続性・連続性）
- 世帯の包括（家族支援）
- 制度、サービスの包括（多職種連携）
- 専門職と地域住民の包括（協働）
- 地域課題の包括（減災、居住、産業）

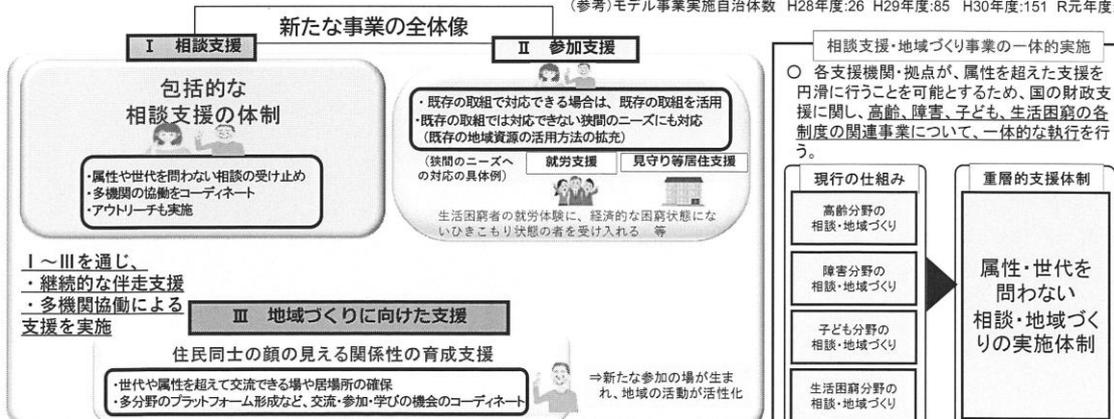
### 1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

#### 社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援**を一体的に実施する事業を創設する。【社会福祉法第106条の4（新旧P 4～6）関係】
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、**I～IIIの支援は必須**
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する**。【社会福祉法第106条の7～11（新旧P 8～11）関係】

(参考)モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。  
 (ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援|につながるやすくなることで、相談支援が効果的に機能する  
 (イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる

○重層的なセーフティネットを強化するための新たな事業

（重層的支援体制整備事業）

※条全体が今回新設

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

① 相談支援

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上で  
 の困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

3つの支援の関係性(①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援)

○①から③の事業については、相互に関連して地域住民を支える重層的なセーフティネットとして効果を有する。例えば、

・①と③については、地域住民同士の交流の促進により、個人・その世帯や地域が抱える課題に対する住民の気づきが生まれ、相談支援へ早期に繋がりがやすくなる

・①と②・③については、相談支援で浮かび上がった個人のニーズに対して、②・③において開拓された地域資源によって多様な支援が可能となる

② 参加支援

③ 地域づくりに向けた支援

改正社会福祉法（第106条の4）③ [2021年4月施行]

新機能  
包括的な支援体制を強化するための

- 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で、相談に応ずること、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言を行うことその他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
- 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

106条の3と106条の4の関係性

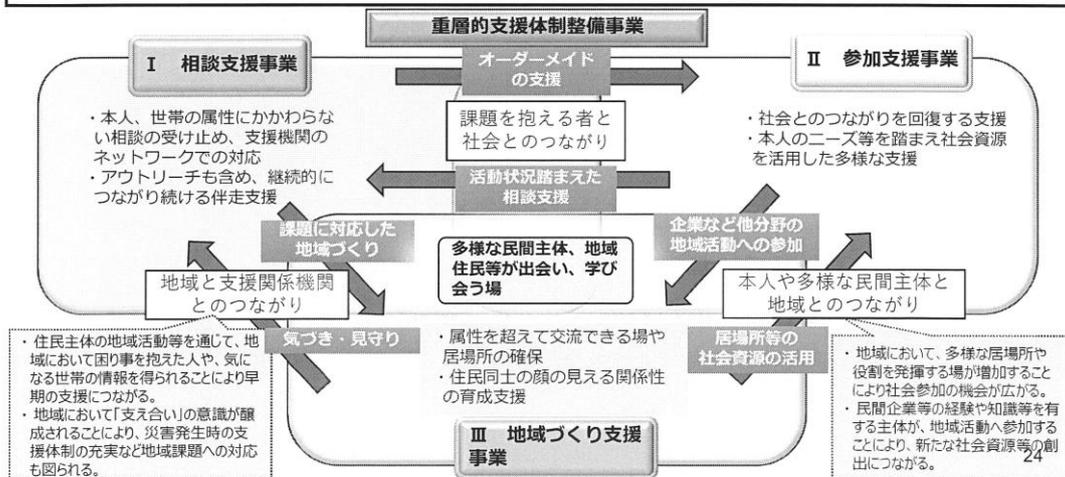
○106条の3は、全ての市町村に対し、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備を努力義務として規定するものであり、その具体化は地域共生のモデル事業や各法を根拠とした事業間の連携を通じた市町村の創意工夫により図られている。

○対して新設する106条の4は、106条の3の包括的な支援体制整備の具体化のための新たな一手法として、第1号から第5号までの機能を一体的に備える法定事業を定義するものであり、続く106条の8及び106条の9において、介護、障害、子ども、生活困窮の分野からの財源拠出等の財政支援を定め、当該事業の実施を促進している。

23

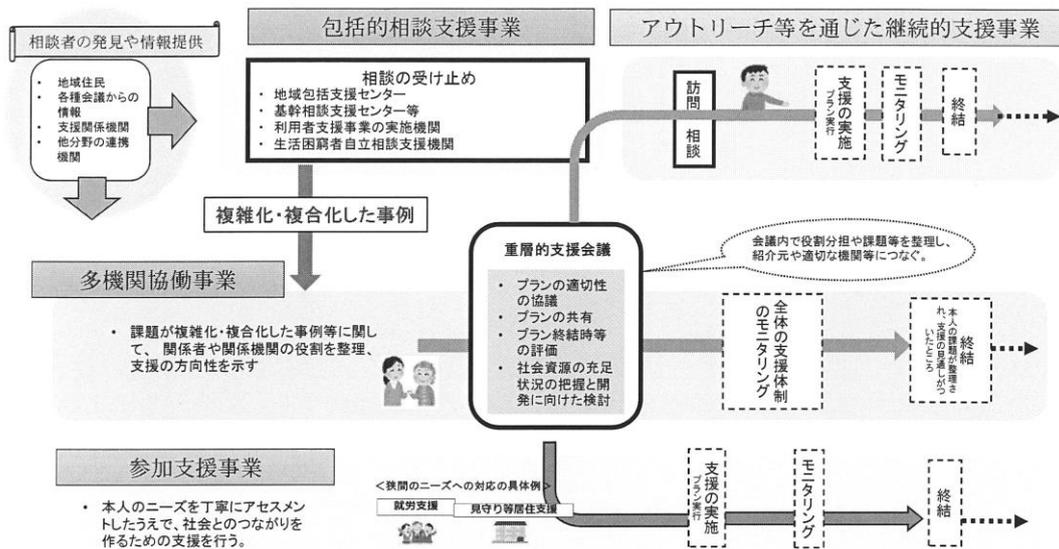
「相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり支援事業」の相互関係

- 「相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり支援事業」の3つの事業について、それぞれが連携し、一体的に実施されることで、以下のような効果が期待される。
- 相談支援事業で浮かび上がったニーズについて、参加支援事業を通じてオーダーメイドの社会参加のメニューが実現する。また、参加支援事業の活動を通じて把握される本人の状況を踏まえた相談支援事業を行うなど支援の充実が図られる。（相談支援事業の充実・社会参加メニューの充実）
  - 地域づくり支援事業と参加支援事業の推進により、企業等も含めた多様な主体について地域活動への参加がすすみ、地域において多様な居場所や社会資源が開拓される（地域資源の開拓）
  - 地域づくり支援事業の推進により、地域で人と人との多様なつながりがつくり、一人ひとりが社会参加できる地域になるとともに、地域住民の気づきが生まれやすくなり、課題を抱える個人が相談支援事業へ早期に繋がりやすくなる。（地域の支え合い）
- 多様なつながりが生まれやすくなる環境整備を進めるためには、行政、株式会社やNPO法人等の多様な民間主体、地域住民等が出会い、学びあうことができること（プラットフォーム機能）が効果的である。



## 重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業についていく。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。  
 ※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

25

## 多機関協働事業とは (社会福祉法第106条の4第2項第5号)

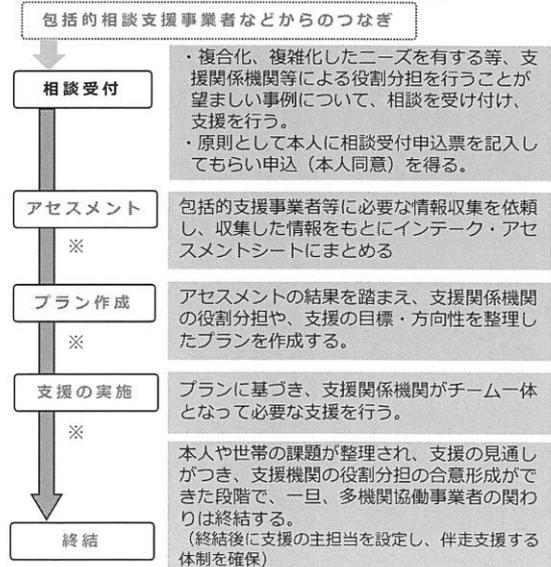
### 多機関協働事業の目的

- **市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する**  
 多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援する。
- **重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす**  
 重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市町村全体の体制として伴走支援ができるように支援する。
- **支援関係機関の役割分担を図る**  
 単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。  
 ※支援プランの作成(社会福祉法第106条の4第2項第6号)は、多機関協働事業と一体的に実施。

### 多機関協働事業の基本的な役割

- ・ 多機関協働事業者は支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例等に対して支援する。
- ・ 支援関係機関の抱える課題の把握、役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能を果たすなど、主に支援者を支援する役割を担う。

### 多機関協働事業の事業内容(概略)



※ アセスメント、プラン作成、支援の実施、終了の判断等については、重層的支援会議において関係機関と議論した上で決定する。

26

## 新たな事業の財政支援について①

- 国が定める方法で、新たな事業に要する費用を各制度間で機械的に按分し、各制度のルールを適用し交付。
- 交付されたのちの市町村における分野間の配分は問わない。
- 高齢者と生活困窮者支援の費用相当への財政支援については義務的経費を維持（困窮者支援は負担金）。
- 高齢者支援の費用相当には介護保険料も活用対象。事業の介護保険料部分については、市町村の介護保険特別会計から一般会計に繰り入れる。（社会福祉法第106条の10）
- なお、対象事業の国費分等については、市町村の介護保険特別会計を経ずに直接一般会計に入る。

